

年齢や身体状況等の理由で住まい探しにお困りの方は、是非ご相談ください！

取壊し、立退きの要求、その他の理由で新たにアパートをお探しの方に、当事業協力不動産店の紹介や、住宅に関する情報提供を行います。



◇◇ こんな時にご利用下さい ◇◇

○アパートの取壊し等で、立退きを迫られている。



○高額家賃の為、もう少し家賃の安い部屋を探したい。

○年齢を理由に民間アパートの賃貸借契約を断られる。

・・・etc

○利用できる方（杉並区内にお住いの、住宅に困窮している以下の世帯）

高齢者世帯	自立した日常生活が営める 65 歳以上の単身者又は 65 歳以上と 60 歳以上の方で構成されている世帯
ひとり親家庭	20 歳未満の子を扶養している配偶者のいない方
障害者世帯	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳もしくは愛の手帳の交付を受けている方又はこれらの方が同居する世帯
子育て世帯	20 歳未満の子を扶養している世帯
災害被災者 ^{※1}	地震、風水害、火災等により現に居住している住宅が被災した方
犯罪被害者 ^{※2}	犯罪等により被害を受けた方及びその家族
DV被害者 ^{※2}	配偶者または同居を共にする交際相手から暴力を受けた方

※1 災害被災者の方は「罹災証明書」の提出が必要です。

※2 犯罪・DV 被害者の方は、事前に下記相談窓口にて「確認書」の発行を受けて下さい。

犯罪被害	●杉並区犯罪被害者支援総合窓口	TEL 03-5307-0620
DV 被害	●すぎなみ DV 専用ダイヤル	TEL 03-5307-0622
	●杉並福祉事務所荻窪事務所	TEL 03-3398-9104
	●杉並福祉事務所高円寺事務所	TEL 03-5306-2611
	●杉並福祉事務所高井戸事務所	TEL 03-3332-7221

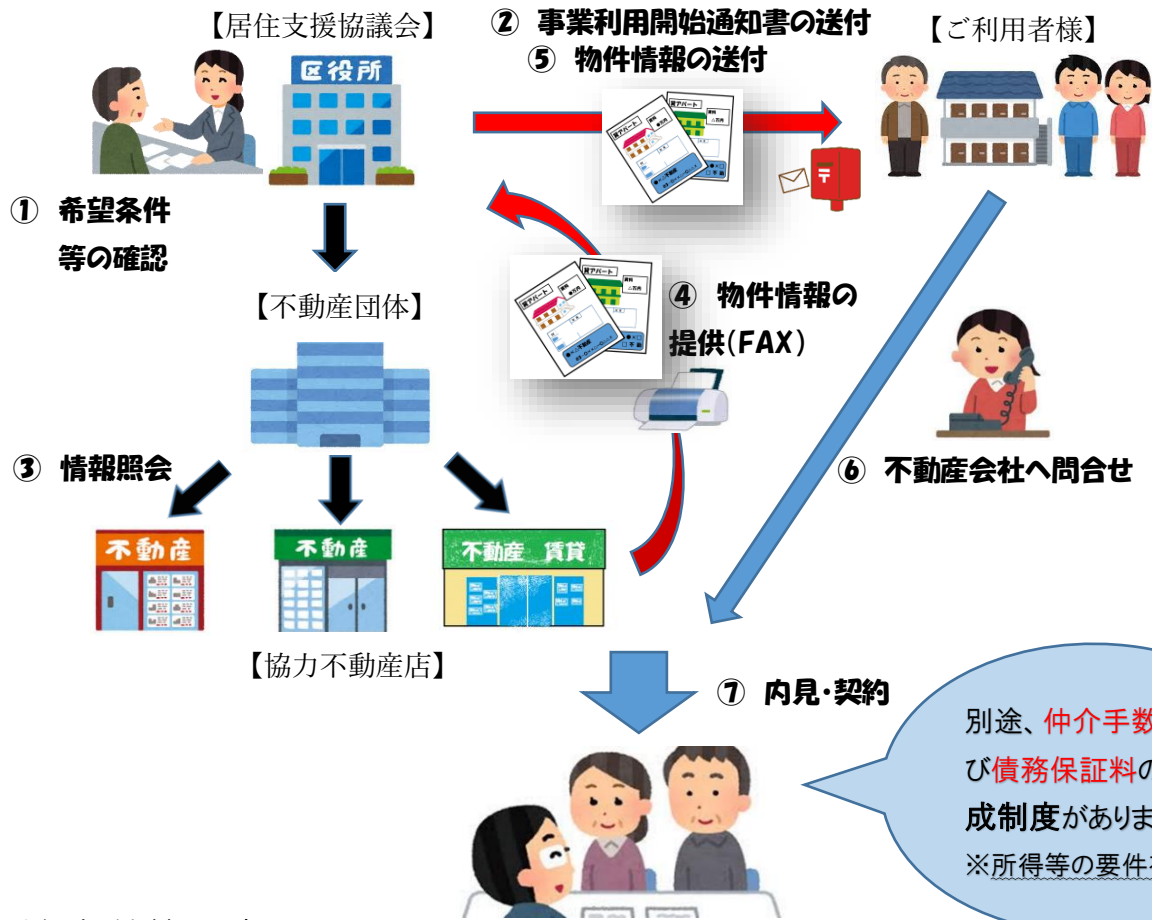
ご注意下さい！

- ・希望条件によっては、物件情報の提供ができない場合があります。
- ・ご自身でも必ず不動産店をまわり、並行して物件を探してください。

<裏面あり>

(R6年1月)

情報提供の利用手順



① 希望条件等の確認

まずは住宅課窓口にお越しください。家賃・間取り等ご希望条件をお伺いし、不動産団体に照会します。(※不動産団体への照会は隔週で行っています。詳細についてはお問い合わせください。)

② 事業利用開始通知書の送付

当事業の利用が決定した方に、事業利用開始通知書をお送りいたします。(※申請頂いたタイミングによっては、物件情報に同封してお送りすることがあります。)

③ 情報照会

各不動産団体から当事業協力不動産店に情報照会を行います。

④ ⑤物件情報の提供

ご希望に合う物件が見つかった場合、各不動産店から住宅課あてにFAXで情報が届きます。

各不動産店から届いた物件情報を、ご利用者様のご自宅あてに郵送でお送りします。

⑥ 不動産会社へ問合せ

物件情報送付元の不動産店にご利用者様より問い合わせを行い、内見予約を行って下さい。

⑦ 内見・契約

内見や契約条件をご確認の上、賃貸借契約を行って下さい。

《相談窓口》

杉並区居住支援協議会

(杉並区役所 都市整備部 住宅課管理係)

区役所本庁 西棟 5階

電話：03-5307-0661

受付時間：午前8時30分～午後17時00分

(※土日祝を除く)